○海上保安庁告示第二百三号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の項中「MSMS 01　きぬがさ　を「MS 02　さいかい」に改める。

02　さいかい」

附　則

この告示は、平成二十五年十一月十三日から施行する。

○北陸地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新発田市中曽根字中坪一四五七番一地先から同市中曽根字中坪一五五七番三地先まで	前	一八・八四～一八・八四メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	三〇・二〇～三〇・二〇	〇・〇〇七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	新発田市中曽根字中坪一三〇三番一から同市中曽根字中坪一六六九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月十二日

○近畿地方整備局告示第二百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十一月十二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社総合確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	大橋　晃廣

(2)　変更年月日

平成二十五年十月十六日

○九州地方整備局告示第二百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

第1　起業者の名称　福岡県

第2　事業の種類　一般国道385号改築工事（三橋大川バイパス・福岡県柳川市西蒲池字石塚地内から同市西蒲池字茅原地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　福岡県柳川市西蒲池字石塚、字北草葉、字北八反田、字五反田、字筏溝、字野田及び字茅原地内

2　使用の部分　福岡県柳川市西蒲池字北八反田、字五反田及び字筏溝地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県柳川市東蒲池字深町地内から同県大川市大字下木佐木字安堂地内までの延長3,470mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道385号改築工事（三橋大川バイパス）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道385号改築工事（三橋大川バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道385号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、福岡県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、福岡県内に存することから道路法第13条第1項の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池地内の一般国道208号との接続点を起点とし、同県大川市及び久留米市を経て、佐賀県に入り、同県東部の神埼市等を経由して、再び福岡県に入り、同県福岡市南区等を経由して同市博多区東光一丁目地内の一般国道3号との接続点を終点とする延長約69.9kmの幹線道路である。

また、福岡県内における本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において「緊急輸送道路ネットワーク」の一部として位置付けられている。

本路線は、福岡県を南北に縦走し、地方生活圏相互を連絡する主要な幹線道路であり、起点部では福岡県大牟田市と佐賀県鹿島市とを結ぶ有明海沿岸道路と交差することから、沿線地域住民の通勤、通学等の日常生活をはじめ、商工業や観光業等の経済活動にも利用されている。